

(記入例・注意事項)

(様式1) 【A4横・カラー】 2026年4月改訂

必ず登録した建設発生土担当課長印を押印してください。
※印影に相違があるものは受付できません。

副申日 令和 ○年 ○月 ○日 (発注者記入)

昼夜区分 昼 夜

副申書 新規 継続

建設発生土担当課長印

副申番号 ○○-○○-○○-○○-○○

発注局コード 課・所コード 中継所コード 所管課管理用

横浜港埠頭株式会社 様
工事監督主管課長 (職名・氏名)

例① ○○局○○課長□□△△
例② ○○局○○事務所長□□△△
例③ ○○区○○土木事務所副所長□□△△
例④ ○○県○○局○○課長□□△△

「大黒ふ頭」又は「幸浦」(プルダウンリストから選択)

区以降必ず1文字以上記入してください。(「一円」等でも可)

次の建設発生土については、「建設発生土受入手続」の基準等に適合しているものであり、**大黒ふ頭** 中継所を搬入場所として指定したく副申します。

工事名称	○○○○建設工事		
施工場所	横浜市 ○○区 ○○ ○-○-○		
監督員氏名	△△□□	電話番号	999-9999
元請会社名	○○○○建設株式会社		
搬入期間	令和 ○年 ○月 ○日 ~ 令和 ○年 ○月 ○日		
工事発生総土量 (ほぐし)	10,000.0 m ³	当半期の副申土量 (ほぐし) [中継所・昼夜別]	7,000.0 m ³
土質	粘性土 砂質土 礫質土 <input checked="" type="radio"/> その他 (○○土)	今回申込土量 (ほぐし)	6,000.0 m ³
土壤汚染対策法に規定する「要措置区域等」の指定 (今後指定を含む) <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし (どちらかを選択し○をつけてください)			

※訂正した場合は、訂正印(建設発生土担当課長印)を押してください。

1件の工事で発生する土砂の総土量を記入します。

○は受付の条件ですので必ず記入してください。

土量は0.1m³単位で記入してください。

大黒(昼)、大黒(夜)、幸浦毎の当半期内に搬入する土砂の合計土量(今回申込土量を含む)を記入します。

日付は記入しないでください。
(横浜港埠頭欄で受付日を記入します)

受付 確認

港湾局受入通知
事前確認通知

受付日 令和 ○年 ○月 ○日

建設発生土搬入申込書

左記の副申書工事について、次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

「継続」(半期内で2回目以降)で申し込む場合に前回の整理番号(枝番号まで)を記入してください。

JV(共同企業体)の場合は、JV名と代表会社、代表者名を記入してください。

代表者印(○印)を押印してください。
※社印(□印)は無効です。

申込土量を搬入整理券(残土券)の土量で割った枚数を購入してください。
※端数は切り上げてください。
例) 申込土量6,000.0m³を10t車(積載土量6.5m³)で搬入する場合
6,000.0m³ ÷ 6.5m³ = 923.0769...
⇒924枚を購入してください。
※端数分を2t券等で購入することも可能です。
(別途車両登録が必要です)

搬入車証(ステッカー)は、登録したダンプであればトン数を問わずどのダンプでも、また何度でも使用できます。
枚数は、1日に稼働するダンプの実台数を目安にしてください。

青線枠内を記入してください。

※1 「継続」で申し込みの場合は、前回発券時にお渡しした「確認書」に記載してある整理番号を記入し、確認書も持参してください。
※2 「継続」で申し込む場合は、「0」と記入してください。
※3 1日に稼働するダンプの実台数を目安に申し込みください。

トラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
や車検証に「土砂等禁止」と記載のある車両は登録できません。

整理番号※1	○○○○-○○○○		
郵便番号	○○○○-○○○○		
住所	横浜市 ○○区 ○○ ○-○-○		
フリガナ会社名	マルマルケンセツカブシキカイシャ		
代表者(職名・氏名)	○○○○建設株式会社		
代表取締役社長	□□▲▲		
電話番号	999-9999		
FAX番号	999-9999		
メールアドレス	@		
現場代理人氏名	◇◇□□		
電話番号			
建設発生土搬入整理券枚数	2t券 (1.3m ³)	0 枚	~
	3t券 (2.0m ³)	0 枚	~
	4t券 (2.7m ³)	0 枚	横浜港埠頭欄使用欄
	8t券 (5.4m ³)	0 枚	~
	10t券 (6.5m ³)	924 枚	~
登録するダンプ台数※2	100 台	1日搬入予定土量	500.0 m ³
必要搬入車証枚数※3	25 枚	~	

建設発生土搬入申込書(右側)を訂正した場合は、訂正印は不要です。

副申書(左側)を訂正した場合は、建設発生土担当課長の訂正印(登録印)が必要です。

建設発生土搬入申込書(右側)を訂正した場合は、訂正印は不要です。